

令和6年度
第1回台東区景観審議会

日時：令和6年11月8日（金）

18：26～19：54

場所：台東区役所7階 議会第一会議室

午後6時26分 開会

1 開 会

2 委員の任命及び会長・副会長の選任

3 景観審議会会長挨拶

委員の出席状況及び定足数の報告

定数10名のうち9名の出席

4 議 事

(1) 上野地区景観形成ガイドラインについて（中間のまとめ）

○会長 初めに1番「上野地区景観形成ガイドラインについて（中間のまとめ）」。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「上野地区景観形成ガイドライン」中間のまとめ（案）について説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに項番1「策定の背景・目的」です。

上野地区では、平成28年に西洋美術館が世界遺産に登録され、令和2年には2040年代頃の将来像や取組の方向性を示した「上野地区まちづくりビジョン」を策定いたしました。また、上野駅周辺の建物が更新時期を迎えつつあることから、ビジョン実現に向け、まちづくりを適切に誘導していくことが求められております。

そこで、周辺環境の保全と都市更新を両立し、世界遺産のある町にふさわしい景観を形成していくため、本ガイドラインを策定いたします。

次に、項番2「位置付け」です。

本ガイドラインは、上野駅舎等の風格や杜のみどりといった地域特性に応じたまちづくりの推進に向け、ビジョンや景観計画などの上位関連計画等を踏まえ、それらを具体的に分かりやすく表現した上野地区における景観形成の指針となるものでございます。

次に、項番3「主な内容」といたしましては、景観誘導の考え方、高さや色彩等の配慮事項、大規模建築物等の景観協議の運用方法などを示しております。

次に、項番4「中間のまとめ（案）」です。

概要版で説明いたしますので、恐れ入りますが、A3判横向きカラー刷りの資料を御覧ください。

初めに、項番1「策定の目的と構成」は記載のとおりでございます。

次に、項番2「地区区分」です。

本ガイドラインの対象地域はビジョンと同じエリアとなっており、そのうち、景観計画において重点地区に指定されている4地区について配慮事項を定めております。

また、緑色とオレンジ色の網かけ範囲については世界遺産の緩衝地帯に指定されており、西洋美術館周辺の景観・眺望への配慮が求められております。

次に、項番3「眺望点からの景観」です。

上野地区では、国立西洋美術館前、西郷像前、上野駅前広場の3か所を眺望点と位置づけ、それぞれの眺望点からの見え方に配慮することを定めております。

次に、項番4「上野恩賜公園地区（景観配慮事項）」です。

上段は景観計画やビジョンを踏まえた基本的な考え方を示しており、連続性や象徴性を高める景観形成、景色を楽しみながら回遊できる魅力ある景観形成などを掲げています。

こうした考えの下、配慮事項として、パブリックスペースにおける文化の杜の賑わい向上や周辺との回遊性を高める景観の形成などを定めております。

資料2枚目を御覧ください。

項番5「上野駅周辺地区（建物高さのルール）」です。

こちらの建物高さのルールは、右上のオレンジ色の網かけエリアであるJR敷地やその周辺のほか、上野駅近傍の昭和通りや中央通り沿道エリアが対象となっております。

基本的な考え方は、景観計画に示す西洋美術館前からの見え方に配慮することとし、右図に示す赤い丸を眺望点として設定しております。この地点は、西洋美術館の正門と西門から建物入口に向かう来館者の動線が交わる点であるとともに、図の下の写真のとおり、西門から延びる目地と建物入口から延びる黒い目地が接する場所であることを踏まえ設定したものでございます。

配慮事項については、左下の写真のとおり、西洋美術館の高さ11mのラインを背後景観の保全のための景観基準線とするとともに、建物から前庭にある樹木方向に高さ11m

で延長した帯と東京文化会館の塔屋の高さ約17mに位置する帯をスカイラインの調和を図るための景観基準帯とし、計画建物をこの景観基準線、景観基準帯に収まる高さとすることを定めております。

次に、項番6「上野駅周辺地区（分類）」です。

こちらは、建物高さ以外の配慮事項を定めるために、図のとおり、建物の高さに応じて3種類に区分したものでございます。

西洋美術館がある場所とまちの高低差約15mの部分を低層部、前庭の樹木や東京文化会館で遮蔽される部分を視認されない高層部、ピンク色の網かけをしている上野駅舎や東京文化会館と景観基準帯との隙間の部分を視認可能な高層部といたします。

次に、項番7「上野駅周辺地区（景観配慮事項）」です。

いずれも景観計画等に示されている内容を整理したものとなっており、建物や樹木で遮蔽されない視認可能な高層部については、圧迫感や存在感を軽減するためのファサードデザインや素材、色彩に配慮することなどを定めております。

また、前庭の樹木や建物の背後に当たる視認されない高層部については、上野駅舎を意識した秩序や落ち着きのあるデザインとすることなどを定めております。

さらに、高低差により西洋美術館から見えない低層部については、賑わいと潤いの連続性に配慮することなどを定めております。

次に、項番8「上野駅周辺地区（屋外広告物の表示・掲出のルール）」です。

上段の基本的な考え方は、景観計画に示されている内容を整理したものでございます。

中段の西洋美術館前庭から見える屋外広告物については、西洋美術館周辺の景観を保全するため、東京都景観計画の内容を準用し、高さ15m以上に表示・設置する屋外広告物を対象に、屋上広告物は表示・設置を行わないものとするほか、壁面広告物は光源の使用を不可とするとともに、右の表のとおり、使用する色の色相や彩度の具体的な数値基準を示しております。

また、下段の上野駅前広場等から見える屋外広告物については、駅の正面性を生かした風格ある駅前空間の創出に向け、屋外広告物ガイドラインで示されている内容を明確にするため、先ほどと同様、東京都景観計画を準用した色相や彩度の数値基準を示しております。

資料3枚目を御覧ください。

項番9「浅草通り沿道地区（景観配慮事項）」です。

上段の基本的な考え方では、景観計画を踏まえた賑わいと風格のある沿道景観の形成のほか、東上野四・五丁目地区地区計画を踏まえた上野駅近傍における上野と浅草のエントランスにふさわしい広場空間の創出などを掲げております。

こうした考えの下、配慮事項として、風格や賑わいのある沿道のまち並み景観の形成、パブリックスペースにおける賑わいや活気ある景観形成などを示しております。

次に、項番10「中央通り沿道地区（景観配慮事項）」です。

上段の基本的な考え方では、景観計画を踏まえた賑わいと風格のある沿道景観の形成のほか、ビジョンを踏まえた公民連携による景観形成などを掲げております。

こうした考えの下、配慮事項として、通りとして一体感のある景観形成、賑わいのルールづくりによる沿道の魅力向上などを示しております。

次に、項番11「景観配慮によって形成される都市景観イメージ」です。

特定の場所を示すものではございませんが、右上のイラストは、高層建築物における圧迫感を押さえた色彩やファサードデザイン、広場空間における潤いの創出が図られた景観イメージを描いております。また、左下のイラストは、建物敷地内のオープンスペースに設けられたテーブルやイスなどによる建物低層部と沿道が一体となった賑わいの創出や、植栽による連続した潤い空間の創出、右下のイラストは、パブリックスペースにおける多様なアクティビティによる賑わいの創出や緑による潤いの創出が図られた景観イメージを、それぞれ描いております。

最後に、項番12「運用の体制」です。

こちらの手続の流れは、今後の都市更新が想定される上野駅周辺地区における都市開発諸制度等を活用した大規模建築物の場合になります。こうした大規模建築物については、景観やまち並みのほか、周辺環境への影響が想定されるため、基本計画の段階から区と事業者による事前協議を行い、基本設計に着手した段階で事業者から区に対し図面等の必要書類を提出いただくこととしております。区は、事業者から必要書類を受理次第、新たに設置いたします黄色の網かけの上野地区部会に意見照会を行いながら、景観審査委員会において本ガイドライン等に基づき景観やまち並みの視点から景観内容の確認を行います。併せて、世界遺産としての資産保全の観点から、青色の網かけの国立西洋美術館周辺環境検討部会において世界遺産の価値への影響を確認いたします。まちづくり関連部局と世界遺産関連部局が連携した二重のチェック体制で計画内容を多角的に確認する仕組みを構築し、本ガイドライン等に即した景観誘導を図ってまいります。

概要版の説明は以上でございます。

なお、本ガイドラインの全体版につきましては、後ほど御覧いただければと存じます。恐れ入りますが、資料1の本文にお戻りください。

最後に、項番5「今後の予定」です。

今後は、区議会等への報告やパブリックコメントを順次実施した上で、3月下旬の策定、4月からの運用開始を考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

かなり内容が濃いものですが、この概要だけではなかなか分からないと思います。事前の説明を頂いたときに、もう少しビジュアルなものを用意できないかをお願いしたのですが、その後いかがでしょうか。

○事務局 それでは、今準備しているものがございますので、上野駅前周辺の屋外広告物の現状の映像を御覧いただければと存じます。

(動画映写)

以上になります。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告事項について御意見、御質問などがありましたら、お願いいたします。

委員、どうぞ。

○委員 意見を言わせていただきます。

今、3枚示していただいたのですが、何か薄っぺらいものだと思えたのです。というのは、ICOMOSの西洋美術館を外れてはいけないからここをやっておきましょうかというぐらいの感じで、そこしか見ていない感じがしました。本当は、この場所から見たときにどう見えるんだというのを考えたときに、この西洋美術館は確かに世界的にも大事なものだから、それは絶対出してはいけないというつもりはよく評価できると思うのですが、上野はそれだけじゃないでしょうという気がします。ここは2つの建物の中にあるほんのちょっとした空間のときにしか感じられない場所で、それは当然大事なもののだけれども、例えば国立博物館の建っている正面性というのはすごく遠いところから見えているわけです。その後ろのほうに何か建ったら困るとかいうことを抜きにして、まずはこのコルビュジェだけ頑張るんですかと思ったし、あとは、上野からは外れているけれども、

谷中の霊園のところも同じように、軸線がびしっと通っているのに日暮里のところにもぼんと3本マンションが建っていて、そういうのが何でできてしまったのだろうと。荒川区だからしょうがないなとは思うのですけれども、そういうことを根本的に考えていかないと、これだけで突っ走って、もちろんそれは歯止めとして大事だとは思うのですけれども、何でこれだけなんだろうなという気がしました。

前に、不忍池の周りに割と高い超高層が建ってきたので、不忍池の周りがニューヨークのセントラルパークみたいにびしっとビルの壁ができちゃ困るじゃないかということを僕は言ったと思うのですけれども、この考え方も、文化会館の後ろからはみ出さないようにするところはちょっと手厚くなっているような気はするけれども、例えば言問通りとか昭和通りとか不忍通りというのは、都市計画上もともと容積率が高いですよ。そこは設けられる場所なのに、そこの通りの反対側の一皮まで入れ込んでこれを回し込んでこない、本当に上野とか谷中で台東区が目指していることは実現できないのではないかと思います。前に朝倉彫塑館の横にマンションが建って大騒ぎしていたことがあったじゃないですか。そのときも、大騒ぎしたから、そこで、例えば隣の文京区でやっているような絶対高さ制限を設けてそこから上に建てないようにしていこうと。もう建ってしまったやつはしょうがないから既存不適格にするというようなことで、後々、30年、40年、50年たってそういう建物の取り壊しのときに建たなくなればいいじゃないと。そういうようなことを進めてほしいと申し上げて、その一部が確かに始まったなという気はするのですけれども、片手落ちと言っではいけないのですけれども、あまりもコルビュジエに焦点を当てすぎではないかなと思いました。

3番のところに書いていただいている4つのゾーンというの、それぞれ浅草通りとか中央通りとかを示していただいて、大事なところだと思うし、だったらこれをA4判いっぱいぐらいに拡大して、その図から引き出して、ここはどういうことをやりたいのだということを一個ずつ書いていかないと、この絵が何度も何度も出てきて、ぼーっとしか頭に入らないような気がするのです。

このエリアのことについて割と激しく言ってしまいましたけれども、台東区全体として今まで困ってきたことがあったのだから、浅草寺とかももともとこんなことで頑張ってしまったときもあったのですけれども、頑張りどころではあると思うので、区の中の景観全体をもうちょっと考えていただけるとうれしいと思いました。

すみません、長くなりました。

○会長 ありがとうございます。

コルビュジエのところの視点場からの制限にかなり限定されていて、もう少し広域的に大きなビジョンで規制なりを考えていくべきではないかということによろしいですか。

○委員 はい、そうです。

○会長 今の御意見に対してでも結構ですし、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 今のと似た話で、資料⑥の西洋美術館の庭からこの高さ、アイラインで制限しようという資料があるのですが、西洋美術館と樹木の前は高さ11mラインとしている。文化会館のほうは塔屋で17mにしたという根拠がよく分からないのです。東京文化会館の建物高さもほぼ11mではないかと思うのです。こちらで文化会館の資料を見ると、建物高さが同じ11mだったら、11mラインで決めておいたほうが。この図の三角矢印の南側は11mを起点として、塔屋のあるところが17mで、それを結んだ線というのは実際に把握できるのという感じがするのです。もうちょっと明確にしておかないと、この微妙なところで突いてくる計画主が出てくるんじゃないのかなと。そもそもなのですが、東京文化会館の高さが約11mとすると、17mの差の4mの間というのは、ピンクの色を塗っているのですが、ここは見えてもいいのねというのが、どうしてそういうふうにしたのかというのが不明ですね。

○会長 御質問でよろしいですか。

○委員 はい。

○事務局 御質問ありがとうございます。

まず、東京文化会館の景観基準帯についてでございます。

こちらは、今御指摘のあったとおり、塔屋の高さ約17m、このイラストでは見えないのですが、もう一つ塔屋が右側にありまして、それを結んだラインを景観基準帯と設定しております。こちらは、高さ基準を設けるに当たりまして、西洋美術館周辺環境の保全をしながら都市更新との両立を図っていきたいという考え方がまずございます。その上で、文化会館の背後につきましては、スカイラインの調和を図りながら、先ほど少しありました色彩等の規定により空とか周辺に溶け込むような色合いにして、できる限り存在感を抑えたいということでこのように設定させていただいたというものでございます。

○会長 ありがとうございます。

今事務局が説明しているのは、山手線の大きな駅の周りの商業活動とか賑わいのことを

考えると、一律に高さ制限というようなことはなかなか難しいので、上の部分は、ごまかしですけども、空に消えていくようなデザインにしてくださいという苦肉の策を言っているわけです。ここはかなり商業集積の高い、さらに伸びる地域でもありますので、そこをどうやって折り合っていくかということは皆さんで議論していただきたいと思います。

委員、どうぞ。

○委員 私も先ほど委員が言われたのと同じような思いを持っていて、これは本当に西洋美術館からの視点のみを重視している。その上で、今これはケヤキの木があって、要はそれに隠されているからいいだろうという話なのです。ケヤキは西洋美術館内の木ですよ。だから、西洋美術館が全てやっているというようなことになっているのではないのかなと思って、区の意向というのは全部西洋美術館に投げちゃっているといえますか、そんな印象を受けてしまって、これでICOMOSも通るのだろうかというのが一番気になるところで、本当に木を植えれば隠しているからいいということになるのだろうか。非常に消極的な感じは私もします。

○会長 ありがとうございます。

実際にICOMOSの基準というか、これからどういう議論になっていくのですか。これをこちらからICOMOSに提示していくのですか。

○事務局 ICOMOSとの調整状況についてお答えいたします。

ガイドラインの検討に当たりましては、もちろん関係の東京都の教育庁とか都市整備局、それから西洋美術館、さらにはICOMOSとの窓口になっております文化庁と協議を重ねてまいりました。その中で、文化庁からは、適切な時期にこの内容については報告すると聞いておまして、現在のところはまだ報告されていないところでございますけれども、今後引き続き文化庁をはじめとして関係機関と緊密に連携していきたいと考えておりますので、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○会長 まだこれから協議をしていくということで、まだ見せてもいないということですね。

どうですか。

○委員 もう一つ言わせていただいてもいいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 景観にすごく論点が集中していて、もちろん大事なのですが、この本文の中にもたしか回遊性と。上野がICOMOSから外れないようにするには回遊性というの

がすごく大事な論点になるんじゃないかなと思って、確かに本文の中にもいろいろ書いていただいているのです。問題は、上野公園から見たときに、上野公園に来た人が上野公園口に集中してしまっているという動線が非常にボトルネックを出してしまっているということ。それと、動物園の池之端口から不忍通りに出たときに池之端のほうに行く動線がボトルネックになっているということ。それと、芸大の音楽と絵画のちょうど間のところも動線がボトルネックになっているということ。そういうところが滞ってしまっていると、回遊性駄目じゃんと ICOMOS から言われてしまう可能性だってあると思うのです。僕が思うには、いかに上野駅からの回遊性を東側、ピンクの15m低いほうのゾーンに出していくかということがすごく大事なことなんじゃないかなと思っています。今、両大師橋というのがあって、車が斜路で降りていくのですけれども、歩道は非常に悲惨になっています。1.5回転ぐらいスロープで降りていくところで、味気も何もありません。上野で大事なことは低いところと高いところがいかに結びつくかということなのに、避難上はパンダ橋というのを造って一段落したかもしれないけれども、まだまだそういう東西の動線は足りないかなと思っています。そこは回遊性という観点からももうちょっと詰めていったらありがたいと思います。

○会長 事務局、どうぞ。

○事務局 では、回遊性の向上の点についてお答えいたします。

今御指摘のあったとおり、杜と東側のまち、それから杜とその周辺の回遊性向上は課題と認識しております。区ではビジョンに杜とまちをどのようにつなげていくかというのを掲げておまして、その上で、杜から東側のまちにつなぐに当たりましては、先ほどありましたけれども、パンダ橋を軸とした歩行者ネットワークの整備が重要と考えております。今、関係者とまだ様々な議論を重ねているところでございますけれども、引き続き東西の回遊性向上には取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、公園内の芸大様の前の都道452号の点につきましては、本年度9月に上野公園北部エリアの回遊性向上に向けたイベントを実施いたしまして、都道452号を歩行者に全面開放して、回遊性を図るための取組を実施したところでございます。

それらも含めて、杜の中での回遊性向上、それから杜とその周辺の回遊性向上は重要と考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。取組がされているということは理解できたのですけれど

も、具体的に452号というのはどこを通過している道のことですか。

○事務局 失礼いたしました。先ほどありました両大師橋を公園のほうに上がっていきまして、それから真っすぐ芸大様のほうに。

○委員 あれは車道と歩道と両方あるけれども、あれを歩道化するということですか。

○事務局 社会実験として行ったのですけれども、車道部分を通行止めにして歩行者に解放したという取組でございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。それは確かにすごく効果的な場所だと思います。将来的には、通過する交通というのは、地中の様子がどうなっているかよく分からないですけれども、低いところと高いところを結ぶのに対して、通過する車が芸大の前を通過してもらうとちょっと嫌だなと思うので、どこかしら地中のトンネルを造って通過してもらったらありがたいなんて夢の話で思ったりします。

○会長 ありがとうございます。

委員の発言からだんだん都市デザイン的な話に広がって行って、上野駅周辺の景観の話にももう少し絞るのか、ここでは時間もないし、大きな話はこれにプラスしていくという考えでいきたいと思います。

私の個人的な考えでは、今まで何もなかったので、コルビュジエのところからの視点場の調整で少しでも広告が減れば今よりはいいと。それにプラス広域をどうやって加えていくかという二段攻撃でいかないと、この会議だけでは収束しないのではないかというような気がしますので、その辺を少し整理して、どうでしょうか。

○委員 国立西洋美術館と西郷像と上野駅が視点場というのが③の図に描いてあるのですが、この右側のポンチ絵は景観を考えるにはあまりに略絵過ぎると思っています。何が言いたいかというと、この③ページの左上にある図面の中の国立西洋美術館とか西郷像のところの角度は正しい角度なのでしょうか。プラス、この角度をもって途中で止まっている三角の線が延ばされて、ビューコリドーといいますけれども、その延ばされた先に入る建築物の高さもしくは屋外広告物を対象とするのか否かということにならないと実効性を伴わないと思うのです。例えば新宿区はビューコリドーをしっかりと決めて、聖徳記念館の背後の平面図的の三角形の中に入るものについては聖徳記念館の写真を撮ったときに写ってしまうので、高いものは建てないということをやっています。先ほど来ある国立西洋美術館とか不忍池というのもそれをやりたいとしても、そうすると隣の区の部分の地

図にその領域としての三角形がかかってしまうのでなかなか難しい。ただ、国立西洋美術館は台東区内なのでそれができる。新宿区も1つしかビューコリドーがないのは、そういうことができるのは自分の区の中で完結する場所しかできないので1か所しかできていませんけれども、自分の区の中ならできるということでやっているのです。今回、先ほどあったように国立西洋美術館だけにフォーカスしている理由は、ビューコリドーがちゃんと成り立つということであれば、この視点場からの平面図で領域を明言をしないと、懸念が残ると私も思っています。それが1点目。

2点目は、先ほど、⑤ページ目の左下の写真で木で隠しているというお話があって、私も最初にこの写真を見たときは思いました。いろいろなところの景観審議会で必ず冬の写真を基につくってくださいと申し上げています。つまり葉っぱが落ちた状態の写真でってくださいと開発事業者の民間のほうに申し上げています。それが、区がつくる資料でこれを出してしまうと、出してくる開発事業者も、この緑がいっぱい生えている写真で、うちの建物の屋外広告物は見えませんかと言ってくると思うのです。だから、この写真ぐらいは葉っぱの落ちている冬の写真をここに掲出しておかないと、区が自ら木で隠していただいて結構ですと言っているようにも聞こえます。

○会長 今写真を撮ったらいいですね。冬。

○委員 もう少し。もっと真冬に。

○会長 委員。

○委員 はっきり言って、冬に撮ったら駄目なのです。それは分かっているのです。ティックスタワーが木のところに見えているのです。あそこで一番目立つのがあの高層ビルなので、それを夏場は隠しているけれども、冬場は確実に見えています。あの木の先に。だから、あそこしかないというの分かるのです。要は緑があるときには隠れるからです。文化会館のほうに出ると完全に真正面に見えていますから。だから、そういう意図だということが何となく分かっているもので、それだけでいいのかというのがちょっとね。今は当然既存不適格ということになりますけれども、今後のことを考えた上でどうすべきなのかを考えないと、これではあまりに後ろ向きじゃないかなという気はするという感じです。

○会長 委員、どうぞ。

○副会長 まず冬ということをもも思っていたのと、その中で実はもう既存不適格になっているという委員の御発言があったのですが、やはりそういうところへの働きかけについ

てどういうふうにしていくのか、どうやって改善を促していくのかといった部分はこの中に入っていくべきではないかなと思うのです。どうしても既存不適格は出ると思うのです。そういったものに対してどう働きかけるかというのが入ってくるべきじゃないかなと思いました。

もう一点は、ちょっと細かいですけども、スライド⑧の広告物の中で、表示等の制限の例外で「他の建築物などにより視認できないなど」とあります。これは恒常的になくなるであろう建物の一つである文化会館をイメージしているというお話でしたでしょうか。ただ、こう書くと、本当に見えなければいいのだと読めてしまうところがあるので、ちょっと表現を工夫いただきたい。もちろん賑わいと両立というのは分かるのですけれども、考え方をもう少し明確に示して、書き方は工夫いただいたほうがいいのではないかなと思います。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 様々な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

最後の西洋美術館の前庭から見える屋外広告物の規定の部分については、こちらのガイドラインは指針になりますので協議・誘導するためのものとなっているのですけれども、区といたしましては実効性を確保していかなくてはならないと考えておりまして、今、東京都の屋外広告物条例におきまして規制をできる方策がございますので、その中で、このエリアのこの内容についても、西洋美術館の前庭から見える広告物については規制がかけられないかどうかというのを今東京都と協議しておりまして、それを協議しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

樹木の背後のものの高さ基準についてでございます。こちらにつきましては、平成28年登録時にありました既存の建物がまずは基準帯の中に収まるように設定されております。その上で、樹木の背後であれば何でもいいということではありませんで、極力存在感を抑えられるように色彩の規定等も設けておりますし、それ以外のまち並みや景観との調和というのも重要と考えておりますので、そのあたりも含めて確認していく必要があるかなと思っております。

あと、委員から頂きました③番の眺望点からの景観の左側の西洋美術館前、西郷像前、上野駅前広場の角度のところでございます。今回高さを設定した基準につきましては、上野駅周辺地区ということで、②番でいうオレンジ色の部分の高さの基準を示しております。ですので、国立西洋美術館前のこの赤い線の角度が非常に分かりづらいものになっていて

大変恐縮ですけれども、こちらにつきましては具体的に言いますとオレンジ色のエリアになりまして、南側は高架の下辺りまでが対象となってくるので、それを延ばしてもう少し分かりやすい表現にする必要があるかなということ、それは今後この資料を整理させていただければと考えております。

○会長 委員。

○委員 お答え、ありがとうございます。

今のでいくと、②ページ目にあるオレンジの上で角度を持った線を引いてくると、ほとんど線路の上だということですね。西郷像のほうも。あと、③ページのこの角度は正しいのでしょうか。

○事務局 西郷像前につきましては、隅田川方面への眺望ということだけを今は示しておりまして、具体の角度は設けていないところでございます。

○委員 なので、この角度は今回新たにつくったみたいなことなのでしょうね。

この図は結構大事でして、例えばもう一つの上野駅は360°と円が描いてありますけれども、この円も、この円の中の建築物がというわけではなくて、この円と②ページの濃いオレンジとか薄いオレンジが引っかかっているところだけが今回の対象という意味ですね。

○事務局 お答えいたします。

まず上野駅から見える部分につきましては、上野駅前からのところは高さ基準は設けておりません、あくまで各建物同士のスカイラインの調和というところだけを——高さ基準は設けております。その上で、駅前広場からぐるっと一周見える部分の建物が対象となってきまして、どの範囲というのは特段定めていないところになります。秩序や風格のある景観形成に向けて協議・誘導を図っていくという考え方でございます。

○委員 先ほど委員からもあって、私も⑧ページの「国立西洋美術館前庭から見える」という、この「見える」がすごい気になっています。見える・見えないだと、事業者さんとこれをもって折衝するわけですけれども、見える・見えない、言った・言わないみたいなことになって、特にこれは景観形成ガイドラインなので、しっかりとこの範囲ですとお示しすることが必要かと思えます。今のお話だと、上野駅のこの丸も、本当にこの部分は見えるのでしょうか。高い建物の背後にあって見えないものもあると思うのですけれども。

○事務局 御指摘のとおり、高い建物の背後にあるものについては恐らく遮蔽されて見えないものと考えております。

○委員 そうすると、先ほど御説明の見えるものというのがこの丸の中にはないところもあるんで、抜いていただきたいというか、正確性というか、もちろん私権というか民間の敷地に対してということはありませんけれども、そもそもが②ページのところで濃いピンクとかオレンジの部分はかけますと言っているのであれば、そこ上野駅から見えるというのはどの部分なのかとかいうことをしっかりと示しておく必要があると思います。これをもってこの後開発の計画の方と折り合うときに、該当するのかもしれないのかとか、何をすればいいのか、こちらも指導できないと思いますし、民間側も何をすればいいかわからないということが起こると思います。

かないと、これをもってこの後開発の計画の方と折り合うときに、自分がそれに該当するのかもしれないのかとか、何をすればいいのか、こちらも指導できないと思いますし、民間側も何をすればいいかわからないということが起こると思います。

○会長 委員。

○委員 今、委員がおっしゃったように、私も調べて、これだとどうやって出すのということがわからないのです。参考に同様のがないのかなと思ったら、大津市や何かは完全に立ち位置と角度の取り方を明確に指示しているのです。明確にないと審査する側も、申請された書類はこっちから撮っています、こう見えましたとやられてしまうと、何をって審査するのかというのが絶対にわからないと思うのです。この資料で例えば私が景観審査官になったときに、多分何回も資料を出し直させると思うのです。だから、それはもうちょっと明確な角度と高さで、変な話、台東区としては、例えば先ほどの冬の写真だったら冬の写真とか、一つは用意しておかないといけないと思うのです。それに乗せてくださいぐらいの勢いで。そこら辺は後々トラブルにならないという意味ですね。開発者から見たら抜け道を探りたいわけなので、変な書類をうまくつくって、審査官が気づかなかつたらラッキーということを起こすと、これは後々の問題事項になりますので、そこは委員もおっしゃるように、かちっと、意外としっかりしたルール。だから、先ほど私も、文化会館のほうは11mから17mとか、そういうアバウトなのはもうやめてくれと正直思っていて、文化会館の建物のひさしラインから出るなというようにちゃんとしておかないとみんなグレーゾーンを突くことがあって、抜け道を抜けたやつが勝ちということを防がないと

行政側はいけないのではないかなと思うのです。

その話からはちょっとあれなのですけれども、具体的に西洋美術館からあるポイントを見たときにどういう高さになるかということは台東区としてはシミュレーションされたのですか。

○会長 事務局。

○事務局 すみません、いろいろと御意見を頂きまして。

まず前提からお話しさせていただきますと、上野駅周辺は、先ほど会長から頂いたように、まず都市更新をしなければいけないという命題があります。やはり基盤が、先ほどのウォークブルを進めていくという中でも、まだスペースができていないとか、歩く空間がどうなのかというのができていない。それをやるには周辺の都市更新、要は開発とセットで促進していかなくてはいけない。そのときには公共事業も当然入ると思うのですけれども、そういうのがまず命題で、そのまちづくりを検討しながら、世界遺産に登録されていて、高さもコントロールしながら開発も促進というのは非常に難しい、世界中探しても多分このようなロケーションはないようなところでルールをつくっていくということで、まず今回は景観のガイドラインをつくりました。この後、基盤の検討のプランみたいなのも事業者と検討しながらやっていきます。

そのときに、今回のポイントは率直に世界遺産。上野については基本的に景観計画に基づいて、これをさらにきめ細かくいろいろな地区でガイドラインを示していきまして、それで誘導していくというのはあるのですけれども、やはり一番重要なのは世界遺産の関係なのです。そのときに、先ほどの既存不適格という言葉はないのですけれども、実際に ICOMOS が登録する前に何度か調査に来ています。そのときに、樹木が 11m というのはどういう設定なのかというと、コルビュジエが 11m の樹木をそこに植えていたと。そこはスクリーンとして評価していいでしょうと ICOMOS は言われています。

文化会館のほうについては、我々はいろいろと学識者の先生方とも協議しながら、実際に塔屋が見えていてそこに障害的なものがあるのであれば、そこまでの線引きというのはあり得るのではないかと。そうしたときに、当然色彩とかは、本体のほうを読んでいただければ分かるのですけれども、相当厳しいコントロールをします。イメージとしては、みなとみらいは白っぽいまちができていますけれども、見えるところはある感じで色を抜いてしまいます。そんな感じで存在を消していくということがまず重要で、そういったことをこのガイドラインの中では示しています。そこは当然、我々は何年もかけてシミュレー

ションをしています。実際そこで見えてくるのはどういう建物なのかというと、都市計画の手法を使わない限り見えてこないです。要は特定街区とかそういうもの。普通の総合設計ではここまで出てこないと思います。そういったものなので、逆にそこは景観のコントロールができると思っています。ただ、風格ある空間をどうしていくか、上野駅周辺とかをどうするかと先ほども質問がありましたけれども、それもこのガイドラインでいろいろ示していきまして、そこはちゃんと足元のデザインはコントロールしていく、このガイドラインと景観計画で誘導していく。そんなことで、都市更新をしながら世界遺産がある風格ある都市にする、そんな形で今回整理しています。

それ以外に、先ほど頂いた西郷像前とか上野駅前広場、これも今は資料の書き方としては中途半端なところがあるのかもしれませんが、その辺、事業者側がしっかりと確認できるような書きぶりというのは調整させていただきたいと考えているところでございます。

○会長 委員。

○委員 何度も同じことを言うようになってしまうのですが、私はこの角度とかを見ていると、問題があるのを見ないようにしているように見えてしまうのです。どうしても。高いものがあるのを見ないようにして基準をつくっているような感じを受けてしまって、私も、世界遺産を守ることは大事なので、それはもちろんやってほしいのですが、その上で、本来ならば見るべきところからと考えるべきではないのかなと思うのです。だから、西洋美術館の中は、世界遺産を守るためにはそこしかないです。これは分かります。だけど、東京文化会館の前に出た途端に真正面に巨大なビルがある。あの横にどんどん建っていったらどうなるんだろうと私は思うわけです。そうすると、今建っているのはしょうがないとしても、今後のことを考えると、それ以上は建たないような施策をするべきではないのかなと思うところです。駅に向かう動線上であそこが結構空が開けていると非常に魅力的になると思うのですが、それがどんどん埋まっていくような状況をどうしても思い描いてしまうのです。今の規則だけでは、あの木に隠されているところにずっとできてもおかしくないと思ってしまうので、それがちょっと気になっている。ちょっとというか、かなり気になっているところです。

○会長 委員。

○委員 私は今回初めてこの審議会に出させていただいて、どういう議論になるのかというのを非常に楽しみにして来たのですが、本当に闊達な議論がされていて、自分と

してもすごく勉強になっているところです。

いろいろ議論を聞いている中で非常に思ったのは、景観の重要性を審議する会なので、そこはすごく重要なのですけれども、会長も冒頭でおっしゃっていて、今、事務局からも話がありましたけれども、やはり上野地区のまちづくりビジョンとの整合性とか、景観だけではなく、まちの発展、産業の発展という観点もすごく重要だと思っていて、その折り合いをどうつけるかという話だと思っております。

その中で、景観ガイドラインを見たところ、確かに先ほど来意見が出ているとおり、ル・コルビュジエの部分だけ具体的な話になっていて、その可否という部分はありますけれども、ほかの部分若干薄かったりというところは確かにそうなのかなと思います。ただ、今も上野のまちというのは、今日も来るときに通ったときに、更地になってアパホテルが建つようなところがあったり、まちというのは生きているので、そこに関してはある程度、これで一回決めたから終了ではなくて、まちの状況を考えつついろいろブラッシュアップしていく必要があるのかなと思っています。そういった意味で言うと、今回はガイドラインということで、これが100パーセント完璧とは思いませんけれども、例えば谷中地区なんかは本当に粘り強く住民の方とお話をして素晴らしいものができたと私自身は評価しています。ただ、上野地区に関してはまだそこまでのところは、先ほど事務局がおっしゃったように難しい土地だと考えていまして、その折り合いというところは、もちろんこの審議会の中で話さなければいけない部分ではあるのですけれども、まちの声等々を聞きつつ、ブラッシュアップという意味で、最初のスタートとしては、先ほど来出ているように、木の部分の向こうはどうなっているのだ、ここからの角度はどうなっているのだというところはありながらも、私自身は正直評価できる内容なのかなと思っています。ただ、専門性等々もあろうかと思えますし、私自身、景観だけではなくて、例えば事業者の立ち位置等々も考えていかなければいけない中で、自由主義国家の中でどこまで規制がかけられてというところは永遠のテーマで、すごくバランスを取るのが難しいところだと思いますので、そういった意味で言うと、その事業者によっている部分もあるのかなというところで、そのバランスというのはまちづくりビジョンと協調しつつ取っていく必要があるのかなと私自身は考えています。

○会長 ありがとうございます。

木の後ろの部分の地主と木から離れたところの地主で不動産価値が変わってしまうというのはかなり難しい問題ですよね。それをちゃんと論理的に説明できないといけないと思

います。

私の関心は、もう一回ビデオは映せますか。現状の広告なんかは、実際の規制をかける
と高いやつはほとんどなくなるのかどうかとか、その辺を教えてもらいたいのですけれど
も。

先ほど事務局が言われたのですけれども、この駅周りの丸と西郷の矢印は非常に中途半
端で、コルビュジエだけはびしっと線を引かないと今回のメインのところはぼやけると思
います。

一番最初に映ったのがありましたよね。左の何か。

○事務局 巨大な広告塔ですね。

○会長 ああいうのは既存。右回りで行って、この辺に一個ありますよね。これは見えな
いか。これは見える？

この次ぐらいの高速道路の向こう側に。この辺はあまりない。

○委員 広告はないですね。

○会長 あれはどうですか。あれは引っかかる？

○事務局 西洋美術館からはこれは見えません。

○会長 最初の辺りは見える？

○事務局 最初のほうは側面が……

○会長 裏側から見える？

○事務局 見えてしまうので、その辺を東京都の屋外広告物条例で規制していくような協
議を今してしまっていて、そうしたときに、幾つか見えてくる広告については、今回はこのガ
イドラインの延長線では、これから詰めた協議なのですけれども、一応更新ができないよ
うな形にしていく。そのときに区としてどのように事業としてやっていくのかというのが
問われてくる。

○会長 以前問題になった屋外広告物というのはこのタワーですか。

○事務局 そうです。

○会長 ここは上のほうにつくはずだった。それがなくなっている。

○事務局 ちなみに、この屋外広告物は今は白地になっていますが、これも協議をして、
前は赤地だったのを白地に変えてもらっています。いろいろやるたびに我々は協議しなが
ら、徐々に色を抑えるように。景観計画をこの後見直しますので、その中で屋外広告物に
ついてはもう少し強化していくという考えを持っています。

○副会長 この景観計画の全体版の10ページには上野駅前広場の考え方を書いていらして、そういう意味では、ここだけ見ると精神規定に見えるのだけれども、実態としては、東京都の屋外広告物条例をかけるとか、いろいろ努力していらっしゃるということですね。

○事務局 そうですね。そうしていかないと。

○副会長 そういう意味では、精神規定という言い方はよくないけれども、特に具体的な項目の規制をこの中でかけているわけではないですよ。

○事務局 ガイドラインなので、そこまではかけていないです。

○副会長 逆に、そういうことであれば、例えば西洋美術館前から駅までのメインの動線とかに関しても、精神規定的に景観に対して今後も配慮していくというような文言があってもよいのではと思いました。それは具体の規制に結びつかなくても、そういう考え方で景観をつくっていくというのを示せるところは示したほうがいいのではないかと思うのです。先ほどの委員のお話とかにもあるように。

○事務局 屋外広告物の件ですけれども、上野公園の中の文化会館と西洋美術館のちょうど間の空間、一番人が多いところかと思えますけれども、そちらについては、本ガイドラインには詳しく明記していないのですけれども、また別の台東区屋外広告物ガイドラインというのがあります、そこで上野公園内の広告物の景観形成イメージの考え方を示しておりまして、それらも含めまして、今後景観計画の改定等もありますので、所管部署と連携して検討してまいりたいと思います。

○副会長 私が言いたかったのは、今ここで挙げられているのは3点——2点+円ですけれども、点、点ということで、これを線とか、行く行くはもうちょっと、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、動線的につないでいくというのが大事なのかなと思っております。なので、具体のルールには結びつかなくても、その線としての動線をどういうふうに考えを持っているのか。書き方としては上野広場みたいに風格があるとか、そういった抽象的な文言かもしれないけれども、そういうふうにイメージを伝えておくというのも大事なかなと思いました。

○会長 点ではなくてシークエンスの視点を入れてくださいということですね。

○副会長 そうですね。シークエンスです。それが具体の規制に結びついていなくても、それは置いておいて、考え方は示していいのではないかと思うのです。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 ほかに御発言されていない委員の方々、いかがでしょうか。

委員。

○委員 いろいろ皆さんのお話を伺っていて、景観という観点からいろいろ厳しい御意見が出ていたのはすごく理解しています。私は、先ほど委員も言っていましたけれども、民間の産業というもののとの整合性が難しいのかなと思いつつも、景観をそろえていくことによってまちの価値が上がっていく、そこが民間の方にどう理解されるか、その持っているいき方が難しいのかなと。ただ、本当にまちがしっかりと、高さ規制ができるかどうかは難しいですけれども、することによって全体のまちの価値を上げていく、そこは区側がしっかりと説明して、こうしたことによって、高く造れば造るほど価値がいいと思えていくのが民間だとは思っているのですけれども、そこに、そろえていく、景観を整えていくということの価値をどう伝えていくかということに努力していただきたいかなとは思いました。

○会長 ありがとうございます。

委員はいかがでしょう。

○委員 私がこれを最初に打合せで見せてもらったときに気になった点はやはり③番のところの平面図でして、もっともらしく角度を描いてあるところが非常に気になって、そこに数字が書かれていないところがまたぼやかしているのだろうなという元凶で、今どきだったら、こちら側の気持ちをはっきりしていれば、角度を記入することは可能だと思うのです。それができれば真剣度が伝わる感じがするので、その辺の姿勢をきちんとしてもらえればだんだんいいものに仕上がってくるんじゃないかなという気がしています。

○会長 ありがとうございます。

私の個人的なところで、コルビュジエから離れて、中央通り、上野広小路は、浅草通りと違う上野広小路という歴史もあるのですけれども、読むとほとんど普通の通りのことしか書いていないので、もうちょっと上野広小路らしさが文章として出てこないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

今御指摘のありましたとおり、中央通りの歴史的な表現がこのガイドラインに記載されていないところは認識しておりますので、今の御指摘も踏まえまして、景観計画等にも歴史的なところはありますので、そこも含め、文言等も含めて、あと先ほどのイラストとかももっと分かりやすくなるように、改めて整理させていただきます。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 すみません、最後に2点だけ意見させてください。

本体の1ページからずっと見て行って、11ページ、12ページ、13ページに賑わいを強調したパースがあるのですけれども、多くの景観ガイドラインとかを見ていて、これは見たことないなというのが私の率直な感想です。先ほど来の賑わいが大事だからということとはとても分かりますけれども、これは景観ガイドラインということで世に出ていくので、このパース、それも1枚1ページずつで3枚のボリュームですが、1ページに3枚とか、少しトーンダウンしたほうがいい。具体的に言いますと、例えば11ページに「①スカイラインの調和」と書いてありますけれども、その肝心のスカイラインが消えてしまっているのです。どうしてこの絵でスカイラインの調和と言えるのだろうか。12ページ、13ページはどちらかという先ほどのシークエンスとかウォークアブルとかいうので分かりますけれども、11ページのが最初に出てくるのはとても違和感がありましたということが1点目です。2点目は、32ページの「以下、景観条例に基づく通常の協議」とあって、通常のほうにも世界遺産部会というのがあって、新しいところに上野地区部会とか国立西洋美術館周辺環境検討部会というのがあって、同じ場所のような気がするのですけれども、どうして2つの違うプロセスができてくるのだろうか。これは単純に質問なので、教えてください。

○事務局 お答えいたします。

最後の運用の体制のところでございますけれども、今御指摘があったとおり、上のほうでも、通常の東京都の景観条例に至るまでに上野地区部会ともう一つの世界遺産側の会議体で検討して、それぞれ計画内容のチェックを行うということをしております。それらを踏まえまして、適合しているかどうかというのを確認します。それが適合された場合には下の東京都の景観条例に進んでいくという流れになりますけれども、そこで改めてもう一度確認ができるような、何重にも確認やチェックができるような体制を取っているということでございます。

○委員 分かりました。ですから、点々から下は今までもやっているけれどもということですね。

○事務局 恐らくここで誤解を生んでしまったのは、上のほうは台東区景観審査委員会「上野地区部会」になっておりまして、下が「世界遺産部会」になっているのですが、下の「世界遺産部会」は誤記で、「上野地区部会」ということにさせていただきます、同じところで見ただくというふうに考えています。

○委員 同じなのですか。

○事務局 はい。

○委員 だから、下がなくなって上になるのですか。

○事務局 上のほうで見ていただいて、この後出てくるとき、届出をしたときに当初の協議と変わってきて、それが不適合になったときに御確認いただくということで、従前上のほうで見ていただいた方に再度御確認いただくということでフローとして書かせていただいているところでございます。

○委員 下の「世界遺産部会」に修正が入って「上野地区部会」になると。そうすると、上野地区部会は2回審査する。

○事務局 特に協議として事前に行ったものがそのまま協議どおりであれば、下のほうの協議を行う予定はございませんが、もし途中で、当初従前にお話ししたことが直前になって届出のときに内容が変わった場合に、それが正しいかというのをもう一度確認するために、もう一度同じ部会で確認していただくということで入れさせていただいているところでございます。

○事務局 景観形成基準という下は景観法に基づく届出なので、もしそこで基準に不適合だった場合はそちらに行くということです。だから、事前に協議した内容で来れば、そこには行かないと思います。

○委員 普通はそっちだと思うのですけれども、分かりました。

パースのほうはいかがでしょうか。

○事務局 先ほどの11ページのイラストにつきましては、スカイラインの調和のところで、ちょうど建物のスカイラインが見えないようになっていることもありますので、改めて調整させていただきたいと思います。

○会長 全体のお話としては、コルビュジエの視点場については、もう少し正確に線とか高さとか、本当は数字を入れるべきではないかということがありますので、そこはできるのかできないのか検討していただいて、あとは駅前と西郷さんについてはプロセスの中で指導していくとか規制していくというちょっと性格の違う規制の仕方でいくのかなと思いますが、それでよろしいですか。一応今日の会議ではそういう方針を答申したいと思いません。

ほかはよろしいでしょうか。

では、長かったですけれども、第1議題はこれで終わりにします。

(2) 景観計画改定に向けてのスケジュールについて

○会長 次に、2番「景観計画改定に向けてのスケジュールについて」。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、台東区景観計画改定に向けてのスケジュールについて御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

項番1「概要」でございます。

本区では、平成23年12月に台東区景観計画を策定いたしまして、都市の良好な景観形成に向けて規制・誘導に係る取組を行っているところでございます。しかしながら、平成30年度に台東区都市計画マスタープランの改定とか谷中地区における地区計画の策定など、本区における都市の景観を取り巻く環境が変化している状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、これまでの景観まちづくりに関する取組状況などを整理するために、現在、基礎的な調査を実施しております。その調査結果を踏まえまして、令和7年度に景観計画の改定を行う予定でございます。

項番2「基礎調査の主な内容」でございます。

1つ目といたしましては、都市計画マスタープランや各地区のまちづくりビジョンなどの上位関連計画等との整合性などの整理を行っております。

2つ目といたしまして、景観事前協議による実績など、景観形成の効果検証を行っているところでございます。

3つ目といたしましては、屋外広告物の規制誘導策を検討するため、他自治体の事例の収集とか本区における方策の在り方などの分析を行っております。

4つ目といたしまして、区民に対しまして都市の景観に関するアンケート調査を実施し、広く区民の皆様から意見を伺っているところでございます。

5つ目といたしましては、景観法に基づき指定されている景観重要建造物及び景観重要樹木の調査を行い、現況の確認を行っているところでございます。

これらの基礎調査の結果につきましては、次回の景観審議会にて御報告させていただく予定でございます。

項番3「改定の主なポイント」でございます。

景観形成の方針及び基準の改定でございます。

上野や浅草、谷中をはじめとした各地区のまちづくりが平成23年の景観計画を策定したときよりも進んでおります。その進展の状況に合わせて見直しを行ってまいります。

また、景観事前協議の実績の検証結果を踏まえまして、内容の追加や見直しを行ってまいります。

(2) 屋外広告物に関する基準等の強化でございます。

近年、景観における屋外広告物の重要性が増していることや景観協議においても屋外広告物の件数が増えている現状もございます。そのため、内容の強化を図ってまいります。来年度におきましては、屋外広告物の現場の調査も行いながら、色彩基準等の追加も検討していく予定でございます。

項番4「今後の予定」でございます。

令和6年度、現在、改定に向けた基礎調査を実施しております。令和7年度には景観計画改定作業を行い、年度末に改定を行い、その後、一定の周知期間を設けまして、令和8年6月以降に改定版の運用を開始する予定としてございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について御質問、御意見がございましたら承りますが、裏のページはスケジュールということですね。

○事務局 申し訳ございません。裏面は、先ほど「今後の予定」の中でお話しさせていただいた内容以降、景観審議会を開いていただいたり、今回の景観計画の改定に際しまして景観審査委員会も開いていただきたいと考えてございますので、そのスケジュールの現在検討しているものを表させていただいたものでございます。失礼いたしました。

○会長 ということは、来年1月にまた審議会が予定されるということですね。

○事務局 はい。

○会長 よろしいでしょうか。

(3) その他

○会長 それでは、議事の3番「その他」ということですが、事務局とか委員の皆様から何かありますでしょうか。

○事務局 事務局からよろしいでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 1点御報告させていただきたいと思います。

本審議会の委員の皆様の任期につきまして御連絡させていただきたいと思います。

学識経験者委員の皆様、区民委員の皆様につきましては、令和7年3月3日で任期が一度満了になるところでございます。区では引き続き各委員の皆様に御就任をお願いしたいと考えておりますが、来年の1月に改めまして確認させていただきたいと思います。なお、区民委員の皆様につきましては、今回公募を予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

また、次回の景観審議会でございますが、年度末を予定してございます。開催日時が決まりましたら御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

委員。

○委員 先ほどの話だと1月にという話をちらっと聞いたと思うのですが。

○事務局 1月に改めて確認をさせていただきたいと思います。

○委員 確認が年度末ということですか。

○事務局 はい。

○会長 前回、谷中の朝倉彫塑館の議論があったのは2年前ぐらいになるということですか。

○事務局 令和4年12月が前回開催した審議会になります。

○会長 この前のような気がしますけれども。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

5 閉 会

○事務局 会長、ありがとうございました。

本日お諮りいただきました御意見等を踏まえ、今後も景観まちづくりの事業を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回台東区景観審議会を終了させていただきます。――すみません、1点、先ほど委員から頂いていたスケジュールの件でございますけれども、スケジュール案のほうに景観審議会は1月に開催するとさせていただいてございますが、これは一度調整させていただきまして、ここにあります区議会にも3月に報告したいと思っておりますので、1月頃を目指して調整してまた開かせていただきたいと思いますところでございます。先ほどはすみません。修正させていただきます。申し訳ございません。

本日はお忙しいところをありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

午後7時54分 閉会